

重要事項説明書

(鏡島弘法前ケアセンターグループホーム)

鏡島弘法前ケアセンターグループホームは、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。その施設の概要及び提供するサービスの内容、契約上注意して頂きたい事項は次の通りです。

1. 事業者

- | | |
|--------|----------------|
| ①法人名 | 医療法人社団 久誠会 |
| ②所在地 | 岐阜市鏡島精華3丁目17-5 |
| ③代表者 | 理事長 三浦 宜久 |
| ④法人の設立 | 平成元年3月23日 |

2. 利用施設の概要

- | | |
|--------|--|
| ①施設の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護 |
| ②事業の目的 | 指定認知症対応型共同生活介護サービスの適切な運営を確保するとともに、要介護者又は、要支援者（要支援1の者を除く）であって認知症の状態にある高齢者（著しい行動異常がある者及び疾患が急性の状態にある者を除く。）に対し適切な介護サービスの提供することを目的としています。 |
| ③施設の名称 | 鏡島弘法前ケアセンター |
| ④所在地 | 岐阜市鏡島中2丁目9番13号 |
| ⑤管理者 | 川合 智美 |
| ⑥運営方針 | 当施設において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。利用者の人格を尊厳し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供いたします。
利用者及びそのご家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明いたします。適切な介護技術を持ってサービスを提供いたします。常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。 |
| ⑦開設年月日 | 平成16年2月1日 |
| ⑧入所定員 | 18名（2ユニット） |
| ⑨建物の構造 | 鉄骨造り 2階建（耐火建築） |
| ⑩延床面積 | 965.58㎡ |

⑪居室	10.5 m ²
⑫居室設備	床暖房・ベッド・エアコン・緊急呼び出しボタン等 設置
⑬共同設備	食堂兼居間・トイレ・浴室・サンルーム・エレベーター・台所
⑭関連施設	デイサービスセンター・三浦老人保健施設
⑮勤務体制	管理者 1 名 計画作成者 1 名 介護職員 10 名 早番（7:30～16:30） 日勤（9:00～18:00） 遅番（10:00～19:00） 夜勤（17:00～9:00） 準夜勤（19:00～7:30） 昼間（7:30～19:00）は、原則として職員 1 名あたりご入所者 3 名のお世話をさせていただきます。 夜間（19:00～7:30）は、原則として職員 1 名あたりでご入所者 9 名のお世話をさせていただきます。 原則 4 週 8 休

3. 入居条件

- ・ 要介護者又は要支援者（要支援 1 の者は除く）であって、認知症の状態にあり少人数による共同生活を営むことができること。
- ・ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ・ 認知症に伴って著しい精神症状及び行動異常がないこと。

4. 入居手続き

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①入居申込書 | ④その他管理者が必要とするもの |
| ②健康診断書（認知症状態の確認等） | |
| ③契約書 | |

5. サービス及び利用料等

①保険給付サービス

・ 食事・排泄・入浴・着替えの介助。日常生活上（夜間も含む）の世話、日常の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。これらについては包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。

・ 法定受領に該当する場合は、介護度に応じ 1 日当たり下記の利用料金を受領します。

要介護 1	753 単位	要介護 4	828 単位
要介護 2	788 単位	要介護 5	845 単位
要介護 3	812 単位		

なお、入居されてから 30 日の間は、1 日につき 30 単位の初期加算があります。

※その他加算は、該当された時のみ加算されます。

②保険対象外サービス

- ・各個人の利用に応じて自己負担となります。
- ・料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
- ・敷 金 各家賃の2ヶ月分（退去される場合は、敷金より修繕費、未払金、寝具クリーニング代などを差し引いた残金を返金致します。）

・家 賃（1ヶ月）	39,000円
・食材料費	39,500円
・管理・共益費	37,500円
・おむつ代	尿取りパット 22円 かんたん尿取りパット 27円
	長時間パット 53円 一晩中安心パット 66円
	紙おむつ（M）106円 紙おむつ（L）125円
	紙パンツ（S）76円 紙パンツ（M）83円
	紙パンツ（L）91円 紙パンツ（LL）101円

※ご使用分ご負担頂きます。

- ・テレビ利用電気代（1日につき） 50円
- ・ラジオ利用電気代（1日につき） 30円
- ・電気毛布、こたつ利用電気代（1日につき） 50円

※ 身体状況、認知症状により、お部屋を変わって頂く場合があります。

※ 医療費は利用者の負担となります。

※ その他 理美容代は実費とさせていただきます。

※ 預かり金は、ご希望がありましたらお預かりいたします。

6. 利用料及び費用の支払方法

- ・利用料及び費用については、1ヶ月毎に計算し請求いたします。現金または銀行口座振込み・銀行口座引落とし等によって指定期日までにお支払い下さい。

7. 協力医療機関等

医療機関の名称	医療法人社団 久誠会 三浦医院
所在地	岐阜市鏡島精華3丁目17-5
電話番号	058-251-9038
診療科目	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科
歯科	ほづみアドバンス歯科
所在地	瑞穂市馬場光町2-7-1
電話番号	058-227-3152

介護老人保健施設	三浦老人保健施設
所在地	岐阜市鏡島精華3丁目17-5
電話番号	058-251-9038

8. 非常災害時の対策

- ・非常時の対応 別途定める「消防計画」にのっとり対応をおこないます。
- ・平常時の訓練等 別途定める「消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご入居者も参加して実施します。
- ・対策設備 誘導灯・避難ハッチ・非常用照明・自動火災報知機

9. 外出外泊

利用者が外出・外泊を希望する場合には、外出・外泊届を提出していただきます。
また、外出・外泊には家族等が付き添って頂きます。

10. 来訪・面会

来訪者は、面会時間（9時～19時）を遵守し、必ずその都度職員に届け出てくださ
い。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。

11. 施設内で禁止する行為

- ①宗教や信条の相違などにより他の入居者の自由を侵すこと。
- ②けんか、口論、泥酔等により他の入居者に迷惑をかけること。
- ③施設の管理運営の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定場所以外で禁煙等火気を用いないこと。
- ⑤施設若しくは、物品に損害をあたえること、又持ちだすこと。
- ⑥その他、共同生活の秩序を乱すこと。

12. 契約の終了

利用者は、次に掲げる事由に該当した場合には、当事業所との契約は終了し、利用
者は退去して頂きます。

- ①要介護認定により利用者の心身の状態が自立又は要支援1と判断された場合
- ②事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当該施設
を閉鎖した場合
- ③事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

13. 利用者からの中途解約

利用者は、契約期間中であっても契約解除ができます。この場合には、利用者は退去日の 30 日前までに事業所に通知してください。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約し退去することができます。

- ①利用費用の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院した場合
- ④事業所若しくは介護職員等が正当な理由なく契約に定めるサービスを提供しない場合
- ⑤事業所若しくは介護職員等が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所若しくは介護職員等が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合

14. 利用者は、次の事項に該当する場合には、当施設から退去していただきます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ないその結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、利用料及び利用費用を 2 ヶ月以上滞納した場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業所又は介護職員等若しくは他の入居者等に生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ④1 ヶ月以上病院、又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは、入院した場合
- ⑤利用者が、他の介護保険施設に入所した場合

15. 身元保証人

- ①利用者は、ご家族等を代表する身元保証人を 1 名届けて頂きます。
- ②身元保証人は、ご利用者に契約不履行があった場合に、契約から生じる一切の事情についてご利用者と連帯して履行の責を負うとともに、必要な場合にはご利用者の身柄を引き取っていただきます。

16. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合など、その他必要な場合には、速やかに主治医又は三浦医院に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

17. 苦情等申立窓口

鏡島弘法前ケアセンター	相談窓口	川合 智美
	受付時間	9：00～18：00
	電話番号	058-251-9062
	FAX 番号	058-251-9068
岐阜市役所	機関名	岐阜市介護保険課
	受付時間	平日（月～金） 8：45～17：30
	電話番号	058-265-4141
	FAX 番号	058-267-6015
岐阜県 国民健康保険団体連合会	機関名	国保連合会 介護・障害課苦情相談係
	受付時間	平日（月～土） 9：00～17：00
	電話番号	058-275-9826
	FAX 番号	058-275-7635

18. 秘密保持

①事業所及び事業所であった者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

②あらかじめ文書により利用者及び利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

19. 暴力団の排除

①岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）に基づいて、岐阜市と事業所が協働して暴力団排除の推進を図ります。

②事業を実施する法人の役員、事業の管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

20. 身体拘束等の禁止

①事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

21. 掲示

①事業所内の見やすい場所に、運営規程、重要事項説明書、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

22. その他運営についての重要事項

①従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

経験に応じた研修 随時

②事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。その完結の日から 5 年間保存する。

③この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 久誠会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

事業所名 鏡島弘法前ケアセンター（グループホーム）
住所 岐阜市鏡島中2丁目9番13号
説明者名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要な事項について説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供をうけることに同意します。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者及び利用代理人、事業所は署名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

(利用者) 住所

氏名 _____ 印 _____

(利用者代理人) 住所

氏名 _____ 印 _____

(身元引受人) 住所

氏名 _____ 印 _____

(事業者) 岐阜市鏡島中2丁目9番13号
鏡島弘法前ケアセンター
医療法人社団 久誠会
理事長 三浦 宜久

個人情報同意書

私は（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための認知症対応型共同生活介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整などにおいて必要な場合。

2. 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることの無いように細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護 鏡島弘法前ケアセンター 殿

および上記 2 記載の各事業所代表者 殿

(利用者) 住所

氏名 _____ 印 _____

(代筆者) 氏名